

令和8年度セキュリティソフトウェア賃貸借仕様書

件名 令和8年度セキュリティソフトウェア賃貸借
 納品物 セキュリティソフトウェア一式
 契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで
 賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで
 納入場所 門真市中町1番1号
 担当課：門真市企画財政部ICT推進課
 Email：kik06@city.kadoma.osaka.jp

1 対象物件

対象物件は、以下のセキュリティソフトウェアとする。

<品名一覧>

項番	品名	詳細	備考
1	Symantec Endpoint Protection (個人番号利用事務系)	Endpoint Protection, Renewal Subscription License with Support, ACD-GOV 50-99 Devices	Contract Number 52802990
2	Symantec Endpoint Protection (LWAN接続系)	Endpoint Protection, Renewal Subscription License with Support, ACD-GOV 50-99 Devices	Contract Number 52949813 52981940
3	Symantec Endpoint Protection (インターネット接続系)	Endpoint Protection, Renewal Subscription License with Support, ACD-GOV 1-24 Devices	Contract Number 53012672
4	Symantec Cloud Service (メール)	Email Safeguard Cloud Cloud Service Subscription with Support Users	Contract Number 53049835
5	FFRI yarai V3	FFRI yarai V3 (5-99)	ユーザー名 ffry34028

<数量一覧>

項番	品名	数量	賃貸借期間
1	Symantec Endpoint Protection (個人番号利用事務系)	50	60ヶ月
2	Symantec Endpoint Protection (LWAN接続系)	50	60ヶ月
3	Symantec Endpoint Protection (インターネット接続系)	16	60ヶ月
4	Symantec Cloud Service (メール)	850	60ヶ月
5	FFRI yarai V3	70	60ヶ月

2 入札

本件は郵便による一般競争入札のため、郵送方法や入札書の記載等については、令和8年度郵便による一般競争入札実施要領を参照すること。

特に、郵送時の内封筒、外封筒の記載に注意すること。

3 入札書の記入

入札書には期間中の本物件に係る賃貸借料合計金額（税抜）を入札金額として記入すること。

4 契約の方法

落札者は速やかに本市と2者契約（賃貸借）を締結すること。

※契約件名は、「令和8年度セキュリティソフトウェア賃貸借」とする。

5 発注手続きについて

落札者は、契約締結後から契約開始日までに各ソフトウェア製造元に対して、発注手続きを行うものとする。

6 納品方法

物件は落札者の負担により、本市が指示した納入場所に、指定した数量を搬入すること。なお、落札者より搬入された後、本市が検品するものとする。

7 支払方法

毎月払とする。なお、賃貸借開始までに生じる一切の費用は、賃貸借期間に毎月支払うものとする。なお、円未満の端数が出たときは、初回支払金額にその端数を含めることとする。

検査完了後、当月分を翌月の初めに請求し、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 契約不適合責任

本市は、落札者から引渡しを受けた物件に契約不適合がある場合は、落札者に対し、契約不適合を理由として、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完の請求をすることができる。

2 前項の場合において、本市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 落札者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、落札

者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 本市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本市は、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完の請求、代金の減額の請求に加え、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

4 落札者が種類、品質に関して契約の内容に適合しない物件を本市に引き渡した場合において、本市が契約不適合を知った日から1年以内にその旨を落札者に通知しないときは、本市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、落札者が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

9 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税については、契約期間中に消費税等の税率に変更が生じた場合においても、本契約成立日の税率を適用するものとする。

10 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはこの権利を担保に供することはできない。

11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、逐次、本市、落札者の2者で協議の上、取り決めるものとする。

(2) 契約の履行上疑義が生じた場合、落札者は、本市と協議の上、本市の指示に従うこと。

(3) 公租公課については落札者の負担とする。

以上